

## 重要事項説明書

### 1. 事業所の概要

事業所名	オリーブマネージメント
所在地	横浜市神奈川区白幡東町 4-8
事業所指定番号	横浜市1470202118
管理者・連絡先	佐藤 妙子 045-718-5005 080-4878-7361
サービス提供地域	神奈川・西・中・港北・保土ヶ谷区

### 2. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容	人 員
管理者	管理者は、業務の管理を一元的に行います、	1名(常勤兼務)
介護支援専門員	介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じるとともに、居宅サービス計画の作成を行います。また、課題の分析を行い、必要に応じて利用者への説明を行います。	2名(常勤専従) 1名(常勤兼務) 1名(非常勤専従)

### 3. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日(12/30～1/3と祝日を除く)	午前9:00～午後6:00

### 4. サービス内容

- (1)利用者様の居宅を訪問し利用者及び家族に面接して支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行いその課題の基づき居宅サービス計画書を作成する。課題分析については使用する課題分析の方法は課題分析標準項目を満たす方針を用いる
- (2)サービス事業者との連絡調整
- (3)居宅介護サービス計画の実施状況の把握
- (4)市町村への連絡・調整等
- (5)介護保険施設の紹介その他便宜の供与

### 5. サービス利用料及び利用者負担

- (1)指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準のよるものとする。ただし当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるとき利用者負担はない。
- (2)介護支援専門員が通常のサービス実施地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合は、その旅費(実費)の負担をお願いします。実施地域を超えた時点から車を使用した場合は、1キロメートル当り50円とします。

- (3)利用者は、この居宅介護支援にかかる訪問調査、居宅サービス計画の作成等サービス提供を7日以上の予告期間をもって解約できます。その際のキャンセル料等については、必要ありません。

## 6. 当事業所における運営方針

当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- (1)当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者様が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者様の立場にたった援助を行います。
- (2)事業の実施にあたっては、利用者様の意思及び人格を尊重し、利用者様の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整します。
- (3)事業にあたっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (4)当事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。

- ①採用時研修 採用後1ヶ月以内 ②継続研修 月1回

## 7. 秘密保持

当事業所及び介護支援専門員等は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。ただし、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

## 8. 虐待防止に関する事項

当事業所は利用者の虐待防止、差別の禁止その他人権の擁護のため次の措置を講ずるものとします。

- (1)虐待防止に関する委員会を設置し責任者を選定している
- (2)成年後見人の利用支援を行っている
- (3)苦情解決体制の整備を行っている
- (4)従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を年1回以上実施している

## 9. 身体拘束の適正化に関する事項

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 10. ハラスメント対策について

- (1)事業者は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置をします。
- (2)契約者(利用者)様、ご家族様または身元保証人等からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等のその他常識を逸脱する行為により健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

## 11. 災害等非常時、感染症まん延時の対策

感染症及び非常災害等発生時における事業継続計画(BCP)を策定し、定期的(1回以上)研修を実施します。また、事業継続計画に基づき、定期的(1回以上)訓練を実施します。

## 12. 利用者は複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求めることができます

利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

## 13. 当事業所は利用者様に事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者様の家族等に連絡を行うとともに必要な措置をとります。

- (1)当事業所は前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する
- (2)当事業所は利用者様に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

## 14. 利用者は病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝える必要があります。

## 15. 特定事業所としての体制

事業所は特定事業所Ⅲとして業務向上に資する運営体制を以下のとおりに行う。

- (1)主任介護支援専門員の配置
- (2)主任介護支援専門員による、他の介護支援専門員への支援困難ケースについて助言・指導する
- (3)担当不在時に利用者不都合が生じないよう介護支援専門員相互の連携体制
- (4)利用者情報またはサービス提供の留意事項の伝達などを目的とした会議を毎週1回以上開催する
- (5)24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者の相談に対応する体制

- (6)介護支援専門員が研修計画を策定したうえでの研修実施
- (7)研修状況の確認とし資質向上のための計画の見直し
- (8)介護支援専門員1人当たりの担当件数は 44 件以下とし、事業所として新規事例のまたは困難事例を受け入れることが可能な体制

16. 相談窓口、苦情対応

○当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で語ご連絡願います。

電話番号	045-718-5005
FAX番号	045-718-5450
担当者	佐藤 妙子
対応時間	月～金 午前 9:00～午後 6:00

○ 公的機関においても、次の期間において苦情申出ができます。

神奈川県役所 高齢・障害支援課	住所	横浜市神奈川区広台太田町 3-8
	電話番号	045-411-7019
	FAX番号	045-324-3702
神奈川県国民健康保険団体連合会	住所	横浜市西区楠町27-1
	電話番号	045-329-3447
	FAX番号	0570-033110
横浜市介護指導課	電話番号	045-671-2356

17. 運営法人の概要

名称・法人種別	有限会社ひまわり介護
代表者名	代表取締役 茂木 義雄
法人本部所在地・連絡先	横浜市神奈川区上反町 1-11-7 045-412-6130
実施事業の概要	訪問介護(介護予防) 居宅介護支援 地域密着型通所介護(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 障害者自立支援(居宅介護、移動介護) 介護タクシー 障害者ケアホーム 放課後等デイサービス
事業所数	8ヶ所

【説明確認欄】

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を利用者又は家族に対して説明しました。

事業者 事業者名 オリーブマネジメント  
(有限会社ひまわり介護)

説明者 \_\_\_\_\_ 印

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け内容に同意し交付を受けました。

利用者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人又は立会人 氏名 \_\_\_\_\_ (続柄) 印